

特殊分類区域に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正理由

SOLAS 条約においては、車両積載区域やロールオン・ロールオフ区域とは別の区域として特殊分類区域が定義されている。この区域では、車両に加えて旅客が出入りすることが出来る。

本会は、鋼船規則の総合見直しの一環として、特殊分類区域に関する本会規則について調査をしたところ、SOLAS 条約及び国内法との対応が不明確になっている箇所が確認された。

このため、特殊分類区域に関する SOLAS 条約及び国内法と本会規則の要件について整合を取るべく、関連規定を改めた。

改正内容

特殊分類区域に関する SOLAS 条約及び国内法と本会規則との間の不整合を修正した。

改正条項

鋼船規則 R 編 20.2.1, 20.3.2, 20.4.2, 20.4.3, 20.5.1, 20.5.2, 21.2.2, 21.2.4, 25.2.2

鋼船規則検査要領 R 編 R20.4.1